

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に向けて
青森県内企業における取組事例をご紹介します



パートタイム・有期雇用労働法（令和3年4月全面施行）に基づき、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）が求められています。
同一労働同一賃金に取り組んでいる県内企業の取組内容をご紹介します。

待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者と正社員との待遇差の改善状況	
	取組前	取組後
A社 (卸売業)	基本給	正社員もパート労働者・有期労働者とともに決定方法が不明確
	通勤手当	正社員のみに支給
B社 (製造業)	賞与	正社員のみに支給 支給目的：会社の利益分配、事業活動への貢献に対する謝礼
	慶弔見舞金	正社員のみに支給
C社 (医療、福祉)	賞与	正社員のみに支給 支給目的：業務に対しての慰労、勤務成績に対する評価
	寒冷地手当	正社員のみに支給 支給目的：冬期間における暖房用燃料費等を補填するため
	慶弔休暇、夏季休暇	正社員のみに制度あり
D社 (小売業)	通勤手当	正社員もパート労働者・有期労働者も支給要件は同じであるが、パート労働者・有期労働者に支給額の上限あり。
	時間外労働手当	正社員の割増賃金率は3割5分、パート労働者・有期労働者の割増賃金率は2割5分。

[問い合わせ先]

青森労働局雇用環境・均等室

電話 017-734-4211

